

## 埼玉県スポーツ科学拠点施設整備に関する 専門家会議設置要綱

### (設置)

第1条 スポーツ科学拠点施設と上尾運動公園の一体的な整備の検討を進めるため、専門家からの意見を徴する会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 整備の基本計画に関すること
- (2) 施設の目的、機能、設備、整備手法等に関すること
- (3) その他施設の整備に関すること

### (組織)

第3条 専門家会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 専門家会議には、委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、専門家会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 専門家会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門家会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の専門家または関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 専門家会議は原則公開とし、出席委員の3分の2以上の同意がある場合は、非公開とすることができる。

### (守秘義務)

第5条 専門家会議の委員及びその他の出席者は、会議により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の情報については、その公表があるまでの間、専門家会議の委員及びその他の出席者はその情報を開示してはならない。

### (事務局)

第6条 専門家会議の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	所属等	分野
久保 潤二郎	平成国際大学スポーツ健康学部教授	スポーツ科学
久保 正美	公益財団法人埼玉県スポーツ協会専務理事	スポーツ団体
常見 恭子	日本パラスポーツ協会技術委員	パラスポーツ
小原 日登美	自衛隊体育学校	アスリート
工藤 保子	大東文化大学スポーツ健康科学部准教授	スポーツ社会学
太田 あや子	武蔵丘短期大学健康生活学科健康マネジメント専攻教授	大学連携、スポーツ栄養
桂田 隆行	日本政策投資銀行地域調査部課長	スポーツビジネス
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授	公園整備
白井 克佳	(独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター ハイパフォーマンス戦略部戦略課 課長	国との連携
坂本 泰孝	上尾市副市長	地元市

(五十音順)